

クロロカーボンに適用される主な関係法令等

<1/3>

2015.10

関係法令等	クロロメタン (塩化メチル)	ジクロロメタン (塩化メチレン)	クロロホルム	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
労働基準法 ・就業制限 ・業務上疾病 ・業務上の疾病の範囲	— — —	該当 該当 該当	該当 該当 該当	該当 該当 該当	該当 該当 該当
労働安全衛生法 ・特定化学物質作業主任者(特別有機溶剤に係わる作業においては有機溶剤作業主任者技能講習修了者から)の選任・名称等を表示すべき有害物・作業環境測定・健康診断等	—	該当	該当	該当	該当
・表示対象物質	—	該当	該当	該当	該当
・文書(SDS)交付対象物質	該当	該当	該当	該当	該当
・区分表示(特別有機溶剤等に係る措置)	—	第2種有機溶剤	第1種有機溶剤	第1種有機溶剤	第2種有機溶剤
特定化学物質障害予防規則(2014年11月1日施行)	—	第2類物質・特別有機溶剤等	第2類物質・特別有機溶剤等	第2類物質・特別有機溶剤等	第2類物質・特別有機溶剤等
・作業環境測定基準(採取方法)(分析方法)	—	固体又は直接捕集法GC分析法	固体又は直接捕集法GC分析法	GC法(固体又は直接捕集法)、吸光度分析	固体又は直接捕集法GC分析法
・作業環境評価基準(管理濃度)	—	50ppm	3ppm	10ppm	50ppm (25ppm:H28/10適用)
・化学物質による健康障害を防止するための指針	—	該当(*1)	該当(*1)	該当(*1)	該当(*1)
・変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針	該当	該当	—	—	—
・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針	該当	該当	該当	該当	該当
作業環境測定法 ・作業環境測定士による測定・評価・改善措置の実施	—	該当	該当	該当	該当
毒物及び劇物取締法 ・劇物 ・毒劇物取扱責任者・取扱・表示等 ・毒劇物営業者による情報(SDS)の提供	該当 該当 該当	— — —	該当 該当 該当	— — —	— — —
医薬品医療機器等法 ・劇薬	—	—	該当	—	—
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ・官報告示整理番号	(2)-35	(2)-36	(2)-37	(2)-105	(2)-114
・規制区分	優先評価化学物質	優先評価化学物質	優先評価化学物質	第2種特定化学物質	第2種特定化学物質
・規制区分の情報の提供	該当	該当	—	該当	—
・環境汚染防止のための措置に関する容器、包装等の表示	—	—	—	該当	該当
・トリクロロエチレン又はクリーニング営業者以外の事業者に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する技術上の指針	—	—	—	該当	該当
・クリーニング営業者に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する技術上の指針	—	—	—	—	該当
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(1992年改正モントリオール議定書) ・規制対象物質 ・規制スケジュール	— —	— —	— —	— —	— —
特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律 ・第1種指定化学物質	該当	該当	該当	該当	該当
・指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第1種指定化学物質等及び第2種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針(化学物質管理指針)	該当	該当	該当	該当	該当
・排出量等の把握及び届出(PRTR)	該当	該当	該当	該当	該当
・安全データシート(SDS)の交付	該当	該当	該当	該当	該当
環境基本法 ・水質汚濁に係る環境基準 * 人の健康の保護に関する環境基準(年間平均値)	—	0.02mg/l以下	0.06mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下
* 地下水の水質汚濁に関する環境基準(年間平均値)	—	0.02mg/l以下	—	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下
* 水生生物の保全に係る水質目標	—	—	—	—	—
・土壌の汚染に係る環境基準	—	0.02mg/検液l以下	—	0.03mg/検液l以下	0.01mg/検液l以下
・大気汚染に係る環境基準(1年平均値)	—	0.15mg/m3以下	—	0.2mg/m3以下	0.2mg/m3以下

<2/3>

関係法令等	クロロメタン (塩化メチル)	ジクロロメタン (塩化メチレン)	クロロホルム	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
水道法 ・水道水質基準	—	0.02mg/l以下	0.06mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下
水質汚濁防止法 ・有害物質 ・指定物質	— —	該 当 —	— 該 当	該 当 —	該 当 —
・排水基準(許容限度)	—	0.2mg/l以下	—	0.1mg/l以下	0.1mg/l以下
・有害物質を含む地下浸透水の地下への浸透	—	禁止	—	禁止	禁止
・有害物質が検出されるとする濃度	—	0.002mg/l	—	0.002mg/l	0.0005mg/l
・特定施設(洗浄、蒸留)の設置及び変更の届出	—	該 当	—	該 当	該 当
・有害物質貯蔵指定施設の設置及び変更の届出	—	該 当	—	該 当	該 当
・有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設	—	該 当	—	該 当	該 当
・* 構造基準等の遵守義務	—	該 当	—	該 当	該 当
・* 点検、記録、保存の義務	—	該 当	—	該 当	該 当
・事故時の措置	—	該 当	該 当	該 当	該 当
・地下水の水質の浄化に係る措置命令等	—	該 当	—	該 当	該 当
・* 浄化基準	—	0.02mg/l	—	0.01mg/l	0.01mg/l
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・公害防止総括者の選任・公害防止管理者及び代理者の選任	—	該 当	—	該 当	該 当
下水道法 ・下水の排除の制限に係る水質の基準	—	0.2mg/l以下	—	0.3mg/l以下	0.1mg/l以下
土壌汚染対策法 ・第一種特定有害物質	—	該 当	—	該 当	該 当
・指定区域の指定に係る環境基準	—	0.02mg/検液l以下	—	0.03mg/検液l以下	0.01mg/検液l以下
土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針及び運用基準(環境庁水質保全局長通知)	—	該 当	—	該 当	該 当
微生物を用いた環境浄化の実施に伴う環境影響の防止のための指針(環境庁規格調整局環境研究技術課長通知)	—	該 当	—	該 当	該 当
大気汚染防止法 ・揮発性有機化合物(VOC) ・VOC排出施設及び排出基準	該 当	該 当	該 当	該 当	該 当
・* 製造溶剤乾燥施設(排風能力3,000m ³ /hr以上)	600ppmC	600ppmC	—	—	—
・* 工業用洗浄施設(空気接触面積5m ² 以上)	400ppmC	400ppmC	—	—	—
・有害大気汚染物質 ・指定物質排出施設及び指定物質抑制基準	該 当	該 当	該 当	該 当	該 当
・* 乾燥施設(送風機の能力1,000m ³ /hr以上のもの)	—	—	—	既設 500mg/m ³ 新設 300mg/m ³	既設 500mg/m ³ 新設 300mg/m ³
・* 混合施設(混合槽の容量5キロ以上のもの)(密閉式のものを除く)	—	—	—	既設 500mg/m ³ 新設 300mg/m ³	既設 500mg/m ³ 新設 300mg/m ³
・* 蒸留施設(密閉式のものを除く)	—	—	—	既設 300mg/m ³ 新設 150mg/m ³	既設 300mg/m ³ 新設 150mg/m ³
・* 洗浄施設(空気に接する面の面積3m ² 以上のもの)	—	—	—	既設 500mg/m ³ 新設 300mg/m ³	既設 500mg/m ³ 新設 300mg/m ³
・* ドライクリーニング機(処理能力30kg/回以上のもの)(密閉式のものを除く)	—	—	—	—	既設 500mg/m ³ 新設 300mg/m ³
事業者による有害大気汚染物質の自主管理の促進について(1996.10.4 8立局第529号・8基局第763号 通商産業省立地環境局長・基礎産業局長通達) ・事業者による有害大気汚染物質の自主管理促進のための指針 ・* 対象物質	該 当	該 当	該 当	該 当	該 当
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第9次答申)」について(2010.10.15通知) ・有害大気汚染物質該当可能性リスト及び優先取組物質の見直しについて ・有害大気汚染物質該当可能性物質(248物質) ・優先取組物質(23物質) ・指定物質(3物質)	該 当 該 当 —	該 当 該 当 —	該 当 該 当 —	該 当 該 当 該 当	該 当 該 当 該 当
厚生省生活衛生局長通知(平成元. 7.10.及び5.4.9) ・クリーニング所におけるドライクリーニング機からの排出溶剤蒸気の回収処理装置の設置	—	—	—	—	ドライ機処理能力(合計)30kg以上 設置 30kg未満 設置望ましい

<3/3>

関係法令等	クロロメタン (塩化メチル)	ジクロロメタン (塩化メチレン)	クロロホルム	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・特別管理産業廃棄物 ・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	— —	該当 該当	— —	該当 該当	該当 該当
・運搬又は処理・処分の外部委託	—	特別管理産業廃棄物 処理業者	産業廃棄物処理業者	特別管理産業廃棄物 処理業者	特別管理産業廃棄物 処理業者
・産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付 又は電子マニフェスト	—	該当	該当	該当	該当
南極地域の環境の保護に関する法律 ・処分が禁止される液状の廃棄物の基準	—	0.02mg/l	—	0.03mg/l	0.01mg/l
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する 法律(有害廃棄物の国境を越える移動及びそ の処分の規制に関するバーゼル条約) ・特定有害廃棄物(ハロゲン化された有機溶 剤を含むもの)	—	該当(0.1%以上)	該当(0.2%以上)	該当(0.1%以上)	該当(0.1%以上)
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (マルポール条約関係国内法) ・海洋環境の保全の見地から有害である物質	—	Y類物質	Y類物質	Y類物質	Y類物質
消防法 ・届出を要する物質	該当(200kg)	—	—	—	—
高圧ガス保安法	毒性・可燃性ガス	—	—	—	—
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する 法律 ・規制区分 ・家庭用エアゾル製品・洗浄剤中の含有量	— —	— —	— —	有害物質 0.1w/w%以下	有害物質 0.1w/w%以下
港則法 ・危険物の種類	高圧ガス	毒物類	毒物類	毒物類	毒物類
船舶安全法 ・分類	高圧ガス	毒物類	毒物類	毒物類	毒物類
航空法 ・輸送禁止の物件	輸送禁止	毒物	毒物	毒物	毒物

(注) ・「—」:非該当
 ・「*1」:有機溶剤業務以外の業務(1%を超える含有物)
 ・「*2」:指定物質排出抑制基準:指定物質排出施設の排出口(指定物質を、指定物質排出施設から大気中に排出するために設けられた煙突、その他の施設の開口部)から大気中に排出される、排出ガスに含まれる指定物質の許容限度
 既設とは1997年4月1日において現に設置されている指定物質排出施設(設置の工事がされているものを含む)
 新設とは1997年4月2日以降に設置される指定物質排出施設